

「店頭外国為替証拠金取引約款」新旧対照表

平成24年7月9日
(下線部分変更)

新	旧
第37条（届出事項の変更届出） お客様は、当社に届け出た、氏名もしくは名称、住所もしくは事務所の所在地その他の事項に変更があったときは、当社に対し直ちに書面をもってその旨を届出るものとします。	第37条（届出事項の変更届出） お客様は、当社に届け出た、氏名もしくは名称、 <u>印章もしくは署名鑑または住所</u> もしくは事務所の所在地その他の事項に変更があったときは、当社に対し直ちに書面をもってその旨を届出るものとします。